

信州大学経済学部 2008年8月公開

現代文（公開例題）

1

次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。(配点70点)

まず重要なのは、現代社会におけるコンピュータの^a遍在化という現象と、まさにそれゆえに人々がコンピュータへの依存をさしあつては意識しなくなりつつあるということである。コンピュータはなにもキーボードとモニターがセットされた机上の演算装置だけを意味するわけではない。航空機や自動車から、冷蔵庫、洗濯機などの家電製品やおもちゃにいたるまで、われわれの身の回りにはきわめて多くのコンピュータを内蔵する機器が存在しており、われわれはそれを無意識のうちに「使つて」いる。二〇年前は家電製品のパソコンフレットに「マイコンチップ搭載」という[※]惹句をしばしば見かけたが、その数が一定量を超えたとき、広告はもはや「コンピュータ制御」を謳い文句にしなくなった。きよくたんにいえば、近い将来「コンピュータ」という言葉そのものが人々によって使われなくなる可能性すらある。そのとき、われわれのコンピュータに対する無意識的依存は真の意味で完成するだろう。そしてそのことは逆に、人類が直面する多くの問題を真剣に議論しようとする際に、コンピュータというものの存在を[△]暗黙のうちにせよ前提にしないでは、なに[△]ことも語れなくなつていくということと深く関係しているのである。

これに関して、自らの目的に応じてソフトウェアをインストールして使うパーソナルコンピュータのような汎用のマシンと家電製品などに組み込まれている演算チップとでは性格が異なるのではないかという指摘をうけたことが少なからずある。これについては、現在のところはそうであるかもしれないが、近い将来その区別はきわめて曖昧になるか消滅するに違いないという予想だけを指摘しておきたい。たとえば最近アメリカで普及しつつあるウェブ(Web)テレビや、「インターネット電子レンジ(ー)」、あるいは高度な

ネットワーク機能をもったゲーム機というものの存在がそれを予感させる。最近流行の「ユビキタス・コンピューティング」という言葉は、まさしく「遍在」を意味するラテン語に由来するが、その完成^ニけたいは、現在喧伝されている無線などを利用したモバイル・コンピューティングにみられるような、いつでもどこでもコンピュータを使えるということにすぎないのではない。真のユビキティとは、その存在が（A）ということなのである。

また、人類が今後もほぼ全面的に依存するであろうコンピュータというものは、その本質上、たいへんやっかいな性質をもっている。つまり、コンピュータはハードウェアの面でも、ソフトウェアの面でも「完全」ではありえず、なにがしかの「欠陥」を必ずもっているのである。こういって、「人間がつくったものだから当たり前ではないか」という声が聞こえてきそうだが、コンピュータにおける「欠陥」の存在の必然性は、他の諸道具の欠陥とは本質的に異なるように思われる。たとえば自動車にも「欠陥車」というものが現実存在するが、われわれは自動車という道具を、それが「暴走」する可能性を秘めているということをほとんど意識しないで利用している。また、新品に近いテレビが突然映らなくなることは全く予想されてはいないだろう。さらにいえば、書物を買ったときや講義ノートを筆記したあと「バックアップ」をとる人はまずいまい。だが、コンピュータ、とくに一般のパーソナルコンピュータシステムの使用にあたっては、そうした意識や予想をすることが当然のこととなっている。そして、これは決して現在のコンピュータテクノロジーが未熟であるからではないのだ。断つておくならば、現在のコンピュータテクノロジーが「未熟」であることに疑いはない。しかし、たとえば、自動的であるにせよなんらかの仕方ですべてのバックアップをとって置く」という習慣が将来不必要になるということは考えにくいだろう。「欠陥」という概念をどのように定義するかというやっかいな問題を棚上げにしているならば、われわれは少なくとも

ともコンピュータシステムというものを脆弱な「壊れ物」として前提せざるをえないのである。そして、それにもかかわらず、われわれはそれへの無意識的依存を深めているのである。

さらに、欠陥が必然的であると考えられているということは、(B)を意味する。身近な例から考えてみよう。論文が完成間近になった時点でハードディスクがクラッシュしたりOSがハングアップしてデータが全部消えた場合でも、パソコンメーカーやソフトウェアメーカーがなんらかの損害^ホほししようをしてくれるわけでは決してないことはすでに多くの人々の了解事項となっているだろう。ほとんどの人がまともに読んだことはないと思われるが、コンピュータのパッケージ・ソフトウェアを購入した場合、箱のなかに必ず「使用許諾契約」に関する書類が入っているはずである。しかも、この契約は、パッケージを開封した瞬間に契約に同意したとみなされる通称「シユリンクラップ契約」といわれるものである。しかも、この契約書のほとんどには、ディスクの破損などの配給^へ媒体の物理的な欠陥を除けば、「いかなる場合においても、そのソフトウェアの使用によって発生するいかなる損害に関しても、一切責任を負わない」というベンダー側の免責条項が含まれているのだ。これは、ある意味では驚くべきことであり、他の工業製品との比較におけるソフトウェアというものの異常さを示しているといってもよいだろう。

(出典 水谷雅彦『情報の倫理学』、丸善、2003年、2頁〜6頁。原文にある文中の小見出しは省略した。)

※ 惹句(じゃっく)——キャッチフレーズのこと。

問一 文中の傍線部イ（搭載）、ハ（暗黙）、ヘ（媒体）の漢字の読みを書きなさい。（配点各2点）

問二 文中の傍線部ロ（きよくたん）、ニ（けいたい）、ホ（ほしよう）の読みがなに対応する漢字を書きなさい。（配点各2点）

問三 傍線部 a にある「遍在化」という言葉の一般的な意味を、二〇字以内で説明しなさい。（配点10点）

問四 それまでの文章の内容に合致するように、（ A ）に入る最も適切な語句を次の選択肢の中から選び、選択肢の番号で答えなさい。（配点10点）

- ① 常識を超える
- ② 意識されない
- ③ 特殊化する
- ④ 正当化される
- ⑤ 広く認識される

問五 傍線部bで筆者は、「コンピューターシステムというものを脆弱な「壊れ物」として前提せざるをえない」と言っています。これはコンピューターシステムのどのような特性のことを言っているのか、四〇字（句読点を含む）以内で説明しなさい。（配点18点）

問六 最後の段落の内容をふまえて、（ B ）の空欄に適切な語句を、二五字（句読点を含む）以内で入れなさい。（配点20点）

事実を書くからノンフィクション。このセンテンスに、すでに大きな矛盾がある。なぜなら絶対に、(A)なんて書けないからだ。仮にあなたが誰かを取材したとして、その状況を後に記述するとする。言葉のやりとりは、確かにとりあえずは事実のとおり再現することができる。なぜなら小さなテープレコーダーが回っていた。でも言葉は再現できても、取材対象者の一瞬の言いよどみや、吐息や苦笑などは文字には変換できない。「……」や「(笑)」はただの記号だ。ニュアンスや濃度や傾斜を事実のままに再現することは不可能だ。

当日の状況はどうか。(A)曇り? ならば雲の割合は? 部屋の描写はどうしよう。カーテンは何色でどんな柄だった? 確かかテーブルの上にはミネラル・ウォーターのペットボトルが置かれていた。じゃあそのメーカーは? 部屋の隅に電話はあったのか? あったとしたらどんな色の電話機なのか。当日の取材対象者の服装は? 上はポロシャツで下はジーンズ。じゃあポロシャツの色は? 靴は何を履いていたの? 靴紐はあった? 紐が通る穴の数は? 取材のあいだに、取材対象者は何本タバコを吸ったのか?

目に見える範囲だけでも、あらゆる細々とした事実には僕たちは包囲されている。そのすべてを記述することなど、もちろんできるはずがない。

そこであなたは言う。「当たり前じゃないか。意味のないことは省略すればよい」なるほど確かに。(B)だね。確かにカーテンの色や靴紐のことなど、取材の主旨に直接の関係はない。オーケー。じゃあどんどん省略しよう。でもさ、実はもうひとつ問題がある。

肝心のインタビュアーのだけど、このままでは長過ぎるんだ。これも省略していいのかな？ならばどこを削る？

映像の編集は、^aモニタージュ理論が基礎となる。テーブルの上に湯気の立つコーヒーカップが置いてある。次のカットで男がコーヒーカップを手にしている。そして次のカットではカップの中は空となっている。誰もがこの映像の連続で、男はコーヒーを飲んだのだと了解する。これがモニタージュだ。現実には男がテーブルの下にこのカップの中身をぶちまけていたのだとしても、この映像の繋がりとは矛盾しない。でもそんなことは誰も思わない。つまり観る側の一方向に定められた想像力が、省略によって生じた欠落を補完することで編集は成立する。

映像の編集は新たな事実の創出に等しい。もちろんドキュメンタリーだって例外じゃないし、文章だって同様だ。さらに荒業もある。省略だけではなく、時系列の入れ替えだ。十五分前の「だから」に今この瞬間の「僕はそう思う」を繋げることも、映像の場合は可能だ。ならばこの時点でやりたい放題、もはや思いのままだ。そもそも、取材や撮影は現実に大きなバイアスを与える。記録された映像や文章は、カメラや取材者が介入することで、大きな影響を受けた事実なのだ。

……結局のところ、事実など指の隙間から零れ落ちる砂のようなものだ。読者や視聴者に与えられる情報は、徹頭徹尾、書き手や撮り手が感知したその場の状況の（C）的な再現でしかない。時おりテレビなどでヤラセ疑惑が話題になるが、被写体に演技を強要したとか金銭を支払ったとか、そんなレベルのヤラセなど実は稚拙なほうだ。もっと巧妙なヤラセだっていくらでもできる。いや、端的に言えば、そもそも（D）はヤラセなのだ。

表現行為であるかぎり、ノンフィクションなどありえない。すべての表現は作者の主観が織りなすフィクションだ。ただし、^bジャー

ナリズムは少しだけ違くと僕は考える。もちろん人の感覚が介在するのだから主観からは絶対に逃れられない。その現実^cは認知しつつも、できる限り中立点を模索して(到達など決してできないが)、正確で客観的な情報伝達への意欲と努力だけは失わずにいるべきだ。でもそもそもは主観。この原則に無自覚になったとき、ジャーナリズムは大きな間違いを起こす。絶対的な公正を体現してしかも中立であるとの錯誤から、自らは正義であり、報道することによって悪への懲罰を与えるのだと思いきむ。

(出典 森達也『王様は裸だと言った子供はその後どうなったか』、集英社新書、2007年、25頁～28頁)

問一 文中の(A) (B) (C) (D)それぞれに入れるのに、最も適切な選択肢の番号を選びなさい。(配点各3点)

- ① 状態 ② 表現 ③ 客観 ④ 虚像 ⑤ 事実 ⑥ 省略 ⑦ 誇張 ⑧ 消滅 ⑨ 演技 ⑩ 主観

問二 文中の(ア)に入れるのに、最も適切な選択肢の番号を選びなさい。(配点5点)

- ① テーブルの上には何があった？
② まずは天気は？
③ 取材対象者は女性それとも男性？
④ 取材対象者は喫煙者？
⑤ 部屋のドアは何色？

問三 傍線部a「モニタージュ理論」とは、どのような理論か。文中の言葉を使って四〇字(句読点も含む)以内で説明しなさい。

(配点15点)

問四 筆者は、傍線部bで、「ジャーナリズムは少しだけ違う」と述べている。ジャーナリズムが、フィクションとは異なるものとなる条件は何か。文中の言葉を使って九〇字（句読点も含む）以内で説明しなさい。（配点20点）

問五 傍線部c「ジャーナリズム」に関して、これに続く文章で筆者は、日本の民話の桃太郎を、ジャーナリストの姿を表す寓話だと解釈している。筆者はなぜ桃太郎をジャーナリストに例えるのか。問題文の趣旨に照らして最も適切な選択肢を次の中から選び、選択肢の番号で答えなさい。（配点8点）

① 桃から生まれた桃太郎は、立派な青年へと成長し、テレビに出演しているジャーナリストのように社会的に信用される人物になったから。

② 犬と猿と雉などの家来を引き連れ鬼退治に行く姿が、音声や照明を担当するスタッフとともに取材に向うジャーナリストと似ているから。

③ 自己の正義感と使命感に基づき、現在は無用な争いを避け島に暮らす鬼を退治に行ったから。

④ 凶悪な鬼を退治する勇氣ある行動が、自己の危険を省みずに取材活動を行うジャーナリストと似ているから。

⑤ 桃太郎は、正義の見方を装い陰で悪事を働いていたから。

3

次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

(配点70点)

人類は、戦争の法的規制について、数百年のながきにわたって堂々巡りをしている。トマス・アクイナスが「不正な戦争と正義の戦争が存在する」と差別主義の主張をする。すると戦争をする当事者は、「自分の戦争は正義であり、相手の戦争は不正である」と主張して、第三者から眺めるとまったく違いがない。そこで「不正な戦争と正義の戦争という区別は存在しない。主権国家はいかなる理由によっても戦争を開始することが許される」という好戦的無差別主義が登場する。すると「すべての戦争は不正であるから、万国が戦争を放棄すべきだ」という平和的無差別主義が出てくる。そこで「その主張には賛成であるが、不正な戦争に対抗する行為は正義の戦争として認めるべきだ」という差別主義が出てくる。

一度でも戦争を正当化する口実を認めてしまうと、あらゆる戦争が、同じ口実で正当化されてしまう。アンヌ・モレリ『戦争プロパガンダ10の法則』（永田千奈訳、草思社）には、そうした口実の見事な実例が列挙されている。

1 「われわれは戦争をしたくはない」、2 「しかし敵側が一方的に戦争を望んだ」、3 「敵の指導者は悪魔のような人間だ」、4 「われわれは領土や覇権のためではなく、偉大な使命のために戦う」、5 「われわれも誤って犠牲を出すことがある。だが敵はわざと残酷行為におよんでいる」、6 「敵は卑劣な兵器や戦略を用いている」、7 「われわれの受けた被害は小さく、敵に与えた被害は甚大」、8 「芸術家や知識人も正義の戦いを支持している」、9 「われわれの大義は神聖なものである」、10 「この正義に疑問を投げかける者は裏切り者である」

平和主義者で「正義の戦争は存在しない」と主張する人がいる。「あなたが、外国の兵士によって攻撃を受けたとき、あなたは自国の兵士による防衛の武力行使も正義に反するという理由で拒否しますか」と聞くと、答えはまちまちになるが、「できれば拒否したい」という答えが得られることもある。もしも、本当に「自国の兵士による防衛の武力行使も正義に反する」と信じるなら、外国の兵士による攻撃も自国の兵士による防衛の武力行使も不正という点では等価であることになる。ただし、自国の兵士による防衛の武力行使は、自分の利益になる。

好戦的無差別主義者が、外国の兵士による攻撃も自国の兵士による防衛の武力行使もどちらも正義であるという点では等価であると主張すると、二人の無差別主義者は、同じ態度をとることになる。^a

問題の核心にあるのは、武力行使を予防したり、発生した武力行使を停止させたりする手段として、武力行使を含まない平和的な方法が存在するかどうかである。もしも、武力行使に対抗できる平和的な手段が存在するなら、「すべての武力行使は不正である。それは平和的手段によって、止めさせなくてはならない」という原則にまったく矛盾は生じない。しかし、実際には経済制裁も戦争を防止するだけの力をもたない（加藤朗『現代戦争論』中公新書、二〇三頁）。「すべての武力行使は不正である。それは武力行使によって止めさせなくてはならない」と言明するから矛盾が生ずる。

戦争についての人類の文化が、どのような武力行使に対しても対抗できる平和的な手段が存在するという事態に到達することを、私は願う。そのためには、すべての国が軍備の縮小をして、使える武力を弱めていかななくてはならない。軍縮そのものは、その当の国に利益をもたらすのだから、けっして不可能ではないと思う。

どのような武器の製造も、現在の核兵器管理よりもきびしく監視され管理されるという体制ができるなら、やがてはすべての対人火器が製造禁止されるという世界になるだろう。

(出典 加藤尚武『戦争倫理学』、ちくま新書、2003年、154頁～156頁)

※トマス・アクイナス——13世紀の哲学者・神学者。イタリア貴族の出で、ドミニコ会修道士、パリで神学教授。

問一 傍線部 a 「二人の無差別主義者は、同じ態度をとることになる」とあるが、著者がこのように主張するのはどのような観点からか、一五〇字以内(句読点も含む)で説明しなさい。(配点30点)

問二 この文章に述べられている筆者の主張を、「正義の戦争」と「平和的な手段」という二つの言葉を使いながら、二〇〇字以内(句読点も含む)に要約しなさい。(配点40点)